



### 3 定期点検作業等の内容

- (1) 点検作業等の内容は、別表のとおりとする。
- (2) 冷温水発生機及び自動制御設備の点検作業にあつては、メーカーの技術教育を受けるなど専門的知識を有する物が実施し、その点検項目及び結果報告書は当該メーカー仕様に準拠するものであること。
- (3) 使用する消耗品等はメーカー純正品又は推奨品とし、メーカー仕様以外の改造は行わないこと。

### 4 一般事項

- (1) 本仕様書は、設備機器の点検整備等についての大綱を示すものであるから、本仕様書に記載なき事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受注者において充足するものとする。
- (2) 本業務実施中に本特記仕様書にない不具合又は不良箇所を発見したときは、速やかに発注者に連絡し、別途協議すること。
- (3) 業務実施に先立って事前に実施計画書を提出し、発注者と協議するものとする。
- (4) 作業のため入庁する際は、作業員名簿を事前に提出し、発注者の指示に従うこと。  
また、作業内容が多岐にわたる場合は行程表を、作業車が入る場合はその配置図を添付し、提出すること。
- (5) 本業務を完了したときは、下記の書類を提出すること。
  - ア 業務実施報告書（点検、整備、調整、試運転記録書、検査報告書等）
  - イ 業務日誌
  - ウ 業務施行状況写真
  - エ その他発注者が必要と認め提出を求めた書類
- (6) 各設備毎の業務完了時等には、発注者の立会いを求め確認を受けること。ただし、発注者が不用と認めた場合はこの限りでない。
- (7) 費用の負担については次のとおりとする。
  - ア 作業に必要な計器、工具及び雑材料はすべて受注者の負担とする。
  - イ 定期点検部品（消耗材を含む。）及びその交換作業、故障時における緊急作業は受注者の負担とする。
  - ウ 定期点検部品（消耗材を含む。）以外の部品代、配管、電気配線、補修工事及び冷暖房作業切替作業時における光熱水費は発注者の負担とする。
- (8) 機器に故障が発生した場合は至急点検調整に当たること。
- (9) 作業を介して、機器の運転に当たって発注者が留意すべき事項を把握した際は、発注者に対して運転指導を行うこと。  
特に、取扱いの過誤が機器の損傷や重大事故に直接結びつくような場合は、文書をもって注意を喚起すること。
- (10) その他、作業内容については別表によるものとし、疑義が生じた際は発注者と協議の上、決定するものとする。